

## 錦木塚の考察（下）

家井 美千子

（承前）

### 六

ここまで歌ことばとしての「にしき木」「けふの細布」を見てきたところで、都の人々にとっては、それらが決してみちのくの、たとえば花輪や鹿角といった具体的な地名と結び付くものでなかったことは明白となったと考える。しかし時代が下って、しだいに東国から東北地方がはつきりと中央の視野に入ってくるに従って、認識はどう変わったのかを、次に見て行きたい。

今では西行本人が著したとは考えられないが、かつては西行作と長く信じられ続けてきた『西行物語』にあらわれる「にしき木」の歌の扱いについても、以前と同様の傾向がみられよう。この物語においては、東国に旅立った西行がはるばる陸奥白河の関まで来たときには先人である能因の古歌を思いだし、そしてさらに旅を続けていく。その行程は、「壺の碑・沼館・実方中将の墓」を過ぎてからは次のように記されている。<sup>24</sup>

悪路や津軽、夷が島、信夫の郡、衣川、いづれをわきて眺むべし

ともおぼえずして行くほどに、出羽・陸奥両国を従へ、平泉といふ所に住み侍りける秀衡とて、威勢の者侍りけり。

ここで秀衡に無理に「恋の百首」を勧められて「少々」つくった六首の歌の最初に、「にしき木」をよみこむ歌が置かれているのである。作歌の場が平泉である、という点で「みちのく」の歌とすべきかもしれないが、これに続く他の五首はいずれも恋のみを主題とするもので、歌の技巧上の景物も特にない。

立てそめて帰る心は錦木の千束待つべき心地こそせね

身を知れば人の咎とも思はぬに恨み顔にも濡るる袖かな

隈もなき折しも人を思ひ出でて心と月をやつしつるかな

あはれとて人の心の情あれな数ならぬには抛らぬ嘆きを

頼めぬに君来やと待つ宵の間はふけ行かてただ明けなましかば

逢ふまでの命もがなと思ひしは悔しかりけるわが心かな

これらの歌のうち一首め、つまり「にしき木」の歌であるが、それを除いた五首はいずれも『新古今集』の恋の部に入れられ、しかも作歌事情を示されていないものばかりである。配列についても、桑原博士氏が「取り入れた六首の歌は、かならずしも秀歌ではないし、六首の配列にも深い工夫がない。」と指摘するとおりであろう。しかし一首めの歌の存在にこだわれば、ここで少なくとも「みちのくらしさ」を出したかったのだ、と考えることもできる。だからといって「にしき木」の風習の所在はやはり漠然と「みちのく」としか読み取れないことも確かであり、そもそも道行の地名の順序が、単なる羅列でしかなかったことは見るとおりである。

この物語の構成者は西行その人とは考えられないが、それでもここに、西行を慕う後人の知識に「にしき木」の所在は確定していなかった、ということを見て取ることができよう。さらにはこの物語では、陸奥の正確な地理関係などには興味がない、とも言えるのではないか。これは、和歌の伝統に発想の根本がある以上、仕方のないことかもしれない。

しかしこれとても、都の側からみた「にしき木」の風習とその所在についての考察であった。それではそれがあつたとされている現地においてはどうなのだろうか。いつからそれがしかもどこにあつたのかを、辿ることは可能なのだろうか。残っている古い文献はほとんどが都の側の資料である。そこで、和歌的な興味以外の視点から記されている文献から、土地を「鹿角」に限定してこの可能性を考えてみたい。ただこの場合、文献が都の側から記録されているための制約を常に考慮することを忘れてはならない。

『大日本地名辞書』が「羽後鹿角郡」の項でまず「元慶二年紀に、上津野と始見し、当時賊地たり。」と示すように、「鹿角」の地名が歴史文献上に初めて現れるのは、いわゆる「元慶の乱」についての記述で「上津野」と記されているものようである。『日本三代実録』の元慶二年（八七八）三月二十九日の記事に（上奏そのものは十七日であつたらしいのだが）出羽国守藤原興世の報告として初めて「夷俘反乱」の知らせが見えている。この反乱の制圧の過程に「上津野」の地名が出て来るのである。

反乱が起こつたのは秋田城下であつた。この知らせを受けて中央で

は隣国の陸奥国に出兵を命じたが、これも大敗している。また六月七日にも壊滅的敗退を喫し、官人にも多くの負傷者及び戦死者が出て、その上たたくさんの軍備まで敵に取得されてしまった。中央ではこの間に上野、下野両国からの援兵を指揮させるために、右中弁であつた藤原保則に出羽権守を兼ねさせ、また一方で小野春風を鎮守府將軍として派遣することにした。このうち小野春風が陸奥側から入って秋田城方面へ向かつた。以下春風に関する『三代実録』の記述を掲げよう。<sup>25)</sup>

（元慶二年）

八月四日、勅符曰：且春風好蔭等、取陸奥路、入上津野村、与两国兵、夾攻首尾、今如来奏、已得要略、：

十月十二日、：又鎮守府將軍從五位下小野朝臣春風九月廿五日：

来着秋田宮以北、即言曰、春風重含詔、先入上津野、教諭賊類、皆令降服、：

（元慶三年）

正月十一日、：陸奥鎮守府將軍從五位下小野朝臣春風議曰、春風自入賊地、具知逆類悔過之心、：

三月二日、：去年九月十五日、好蔭来自流霞路、五日、春風来

自上津野、是時道路泥深、風寒肅烈、経過嶮岨、士卒疲労、：

右のうち、元慶三年三月二日の条に「流霞路」とあるのは『大日本地名辞書』の指摘するように「流霧路」（ナガシグレイ）現「七時雨」と考えると、この「上津野」は現在の鹿角と考えるのが最も妥当ということになる。陸奥から秋田城へという交通上の位置関係からいっても、ふさわしいからである。

ところでこの反乱制圧に功あった藤原保則について文章博士三善清行は「藤原保則伝」を著しているのだが、そこでは春風のこの時の行動を以下のように記している。<sup>(26)</sup>

春風・好蔭に命じて、各陸奥国の精騎五百人を將て、直に虜の境に入り、その酋豪を召して、宣ぶるに国家の威信をもてせり。これより先賊王師の来り討たむことを聞きて、衆万余人を率ゐて、險隘しきところを遮り守りつ。春風少くして辺塞に遊び、能く夷の語を曉れり。甲冑を脱ぎ弓竿を弃てて、独り虜の軍に入り、具に朝の命を宣ぶること、皆公の意のごとし。ここに夷虜叩頭拜謝して云はく、異時秋田城司、貪欲暴横にして、谿壑填みがたし。もし毫毛もその求に協はざるときは、楚毒立に施しぬ。故に苛政に堪へずして、遂に反逆を作せり。今將軍幸に天子の恩命をもて詔げたまふ。願くは迷ひし途を改めて幕府に帰命せむとまうす。この「伝」においては、乱の原因は秋田城の介良岑近の苛政にあったと昭宣公藤原基経が語っており、「能く夷語を曉る」小野春風が保則の正しい政治を約束したから「夷虜」達も帰服したのだ、と述べているのである。保則がここで述べられているとおりの良吏であったかどうか、は今措くとして、問題は春風が幼い頃に「辺塞」に育ち「夷語」に通じていた、という点にある。

いったいにこの乱において、叛徒は『三代実録』では「夷俘」「俘囚」「賊(類)」「逆類」等と表され、「藤原保則伝」ではさらに「蝦夷」「賊虜」「夷」「夷狄」「夷虜」などと呼ばれている。これら反乱側はどのような人々であったのか。

「夷」は読み下せば「えびす」となるのであるらしい。小野春風が「夷」のことに通じていたが為に彼らを説得するのに成功したと「藤原保則伝」で言うのは、彼ら「夷」が都人とは違う言語を話す民族であったと理解すべきなのだろうか。しかし『日本三代実録』も「藤原保則伝」も、中国的政治思想に則った修辭のもとに「夷」を使用する以上、ここではそれが国家に帰属しようとしないう叛徒を示すこととは明白であっても、それ以上のこと、たとえば彼らの人種的特性などについては断言できない。中央からみれば全く違う生活習慣を持ち、耳慣れないことばを話し、こちらの言うことに従わないどころか、時には敵対してくる民が「夷」であったということなのだ。

「上津野」に戻って言えば、そこは「賊地」であって未だ王化の及ばない野蛮の地であった。春風が現地のことばをもって、また保則が善政をもってそれらを帰服させた、とは言いが、この時点ではまだ版図に入っていないかった。

鹿角は「郡」としては、はるかに下った鎌倉期までには認められるものらしいが、いつ「郡」となったのかは『大日本地名辞書』が「蓋平安朝の末にして、比内郡と同時か、旧史闕て明徴なし」と指摘するところ、明かではない。もちろん郡として建てられて初めて版図に組み入れられるだけなのではなく、それ以前からその地及びその住民が中央の視野に入りながら、正規の民として認められていく状態になりつつあったのだらうけれども、その詳しい経過は明らかではない。しかしこれもあくまで「鹿角郡」であって、「けふのこほり」が存在しなかったことは前に引用した『袖中抄』の指摘したとおりであった。

鹿角はこのようにして中央の視野に入ってきたことがあった。しかしここではまだ、その産物や住民の生活の様子などについて何の情報もない。反乱とその制圧を記述する立場からいってそのようなことは書くに及ばない当然のことでもあっただろうが、この時点では未だ王化の及ばない、もしくはこれから及ぼそうとしている地域については確とした情報は手に入り難かったのもあろうし、また辺境の人々に対する興味を持つ余裕も、後の時代に比較してまだなかったのかもしれない。「当時賊地たり」という表現に尽きている。

## 七

ところで、『袖中抄』を引用した際に「けふのほそ布」即ち「兎の毛織」説を取り上げたのだが、そこには続いて以下のような例歌が挙げられていた。論の展開の都合上ここに示してみよう。

武則真人哥云

しづのめがしづはたぬのゝぬきにうつうのけのぬのゝほどの  
せばさよ

是哥も定説しりがたし かゝることはその義いはむと思人のよむ  
事もある也

『袖中抄校本と研究』の頭注では、この「武則真人」について「前九年の役で、源頼義に加担した東国の夷、清原武則（陸奥話記・今昔二五―十三）をあてるべきか疑問。」としているが、この「うのけのぬの（兎の毛の布）」の歌の作者がもし清原武則である（またはそう信じられていた）とすると、时期的には元慶二年の反乱と鹿角建郡の中

間に当たる頃起こった「前九年の役」で、北東北に活躍した武者のこととなる。『袖中抄』の記述は歌の作者が本当に（清原）武則真人であるかについての疑問を呈しているものの、「武則真人」という人物とこの歌の題材の結び付きそのものについては疑っていないかのようである。むしろ「その義いはむと思ふ人」がいかにもそれらしく見せるためにこのような歌を作ることがある、という指摘はこの結び付きが、当時においては発想されやすいものだったことを示しているのではないか。つまり「兎の毛織布」のごときものをもし歌によむのだとしたならば、清原武則こそがふさわしい、と考えられていたと思われる。それは何故なのか。

「前九年の役」は永承（一〇四六―五三）の頃に起った「俘囚」の大反乱であり、この反乱を題材として『陸奥話記』が成立した。『陸奥話記』<sup>(27)</sup>には、「出羽山北俘囚主清原真人光頼舎弟武則」が登場するが、弟の方の「（清原真人）武則」が康平五年（一〇六二）秋に源頼義の軍に合流し、この援軍が頼義の軍に勝利をもたらしたのだ。武則は、出羽の国山北地方の有力者だったらしい。『陸奥話記』では彼を「武則真人」と呼ぶところが何か所かにある。

この乱の叛徒安倍頼良（後改名して頼時）は「六箇郡司」である。この六箇郡は「奥六郡」とも呼ばれた胆沢・江刺・和賀・稗貫・紫波・岩手の各郡であった。これを制圧するため、陸奥守藤原登任と出羽城介平重成が出兵する。ちょうど元慶の乱とは陸奥と出羽が逆の立場となったわけだが、ここでもまず陸奥守の軍は敗退した。そこで源頼義が追討將軍に任命されて、『陸奥話記』は以下戦闘の記述とな

る。その中で膠着した戦局を打開すべく頼義が味方に引き入れたのが、山北の有力者清原武則とその一党であった。

『陸奥話記』に戦場として記される地名は、説の分かれているところもあるが、最初の戦闘は「鬼切部」であり、これは現在の宮城県造郡に位置すると考えられている。それから主として現在の岩手県南部の各地が戦場となり続けたようであり、頼義は清原武則の援軍を得て初めて、磐井川近辺でようやく頼良の息子貞任の率いる軍を大破した。貞任側はここから敗走を続けて北上し、衣川の関、鳥海の柵、黒沢尻の柵・鶴脛・比與鳥柵と次々に敗れて逃走し続けた。そして最後の拠点であった厨川・姫戸の二柵でついに貞任は絶命して、この戦いは終了したのである。ここにおいて、反逆した安倍氏はほぼ滅亡し、一方この功績により武則は康平六年二月に破格の従五位下・鎮守府將軍に任じられた。現地出身者の鎮守府將軍は初めての事であり、こうして彼の名は都にまで伝わったはずである。またこの結果当然の事ながら武則の一家は東北の一大勢力となりおおせ、この一族の後継者争いが後に「後三年の役」につながっていく。同時に後の奥州藤原氏の繁栄の一因にもなっているのである。

こうしたことから考えると、『袖中抄』に載せられた歌が実際に清原武則の歌であったかどうかを離れて、都の人にとって「武則真人」とはこの清原武則を指していた、という考えは充分妥当であろう。もちろんこれも「俘囚」あるいは武者としての実体を備えた人物像としてではなく、ある漠然としたイメージとしてのほどのものに過ぎないのだからうけれども。つまり、いま一つ実感は湧かないが、遠い地域で

の熾烈な戦いにおける猛々しい（正義の）功労者、といったようなものであるのか。『袖中抄』の成立時期は前述したように明確にはわからないが、この「前九年の役」から百年以上は経ていたはずである。

また頼義は、武士として多くの説話に登場しているが、この乱に關しては『古今著聞集』の「武勇第十二」において、衣川で頼義の息義家と、貞任とが連歌をしたことまでが載っている。これは「前九年の役」の主要人物が都人にも有名だったことと共に、貞任は「俘囚」の出身なのだから、彼に連歌がよめるのであれば当然武則にも歌をよむだけの知識があった、と人々が考えるに至ったであろうことを推測させる。（今これらの歌の作者が本当は誰であったか、については考える余裕がない。また武則や義家、貞任らに歌を作れるだけの技量があったかどうかについても同様である。）

武則の勢力範囲は本来出羽・山北の地（現在の秋田県南）であり、後に鎮守府將軍となり陸奥にもその勢力を伸ばしたのであるが、その北限はここではわからない。北方は相変わらず「夷」の地であったらしいが、もともと「俘囚」であった清原氏と北方の「夷」族達とはどう関わるのだろうか。『袖中抄』の歌がそもそも歴史上の人物である武則その人の作であるのかどうか不明なのだけれども、この歌の作者であると信じたなら都人の地理認識が曖昧なものである以上、この風習（但しこの歌が「けふのほそ布」「にしき木」と直接の関連をもつものかどうかも実はわからないのだが、そう考えられたことがあるのは確かである）が、陸奥、または出羽のある特定の地域に限定される、ということが言えそうもないのである。むしろ、都の人々の認

識の曖昧さが、武則真人と「兎の毛織布」とを結び付けるきっかけと  
なった、と言う方が妥当なのだろう。

この「前九年の役」や後の「後三年の役」の果たした最も大きな都  
人にとっての役割は、改めて東北の果てに住む民への興味を、今まで  
以上に強く起こさせたという点にあったのではなからうか。その遠い  
地の不思議な風習をもつ住民を「えぞ」として歌によむことが、『袖  
中抄』の成立したであろう時期前後から始まっているのである。

長承元年十二月二三日内裏和歌題十五首、忍恋

あさましやちしまのえぞのつくるなる とくきのやこそひまはも  
るなれ

〔頭輔集〕一〇四

長承元年は一一三二年であり、これが時期の判る中では最も早く「え  
ぞ」を歌によみこんだものである。そのほかにも次のようなものがあ  
る。

尾張守親隆朝臣

えぞがすむつがほの野べの萩さかり こやにしき木のたてるなる  
らん

〔久安百首〕秋二七首六 三四。『夫木抄』所収

歌では第二句「つがらののべの」

夷 恋歌中 歌林

道因法師

たよりあらばつがるのおくにとめられて えぞかへらぬといもに  
つげばや

〔夫木抄〕卷三十五、雑部十七 一六六七七

『久安百首』は前に述べたように一一五〇年、また道因の歌は成立  
時期が明らかではないが、その生年は寛治四年（一一〇九）で、治承  
三年（一一七九）頃まで生存していることわかる、歌林苑の一員と

して活躍した歌人である。道因法師の歌は、次に掲げる『兼盛集』の  
「白川の関にて」という詞書をもつ歌を下敷にしているのであろう。

たよりあらばいかでみやこへつげやらん 今日しら川の関はこえ  
ぬと

（十一）

この二つの歌を比較すれば、道因と平兼盛（九九〇年没）との、二人  
の歌人の生きた時代の「辺境」への認識が変わったことがよくわかる  
のであるが、ともあれこうして「にしき木」の風習は「えぞ」と結び  
付いていったことがわかる。当初能因が「あづまのえびす」と記した  
ところから確かに変容していったのである。これが、伝説が先行して  
のものなのか、それともたとえば、『久安百首』の歌で「えぞ」と「に  
しき木」とを組み合わせたのは尾張守親隆による創始であったのか、  
を判別するのは不可能であるが、ここに、未開の「えぞ」の風習とい  
う「にしき木」伝説の原型の完成を見ることができるといえる。

## 八

「後三年の役」は、清原武則の息武貞が亡くなったときに、武貞の  
子真衡とその異母兄弟家衡、さらに家衡の異父兄弟で武貞の養子清衡  
とが、後継をめぐる争ったのだが、この争いに最終的な勝利を得て  
いわゆる奥州藤原氏の栄華を開始したのが清衡であった。この藤原氏  
の勢力範囲がどれほどのものであったかは説が分かれているが、やは  
り基本的には奥六郡にその基礎を置くものであったらしい。

藤原氏が終始固定された奥六郡支配に限られていたことは、そこ  
が国家権力によって保護された領域であることの証左である。<sup>(28)</sup>

藤原氏の栄華を語るもの一つに毛越寺の存在があるが、この寺の造立の経緯を記す文書が『吾妻鏡』に収められている。これは文治五年（一一八九）九月十七日の条に「寺塔已下注文曰」として、中尊寺に続いて「毛越寺事」として載せられているのだが、割注に依れば寺の衆徒が申上したという文章で、そこには本尊を仏師「雲慶」に依頼したことが述べられ、次いでその謝礼として以下のような品目が列記されている。

基衝令領狀中品。運功物於仏師。所謂圓金百兩。鷲羽百尻。七間々中徑ノ水豹皮六十枚。安達絹千疋。希婦細布二千端。糠部駿馬五十疋。白布三千端。信夫毛地摺千端等也。此外副山海珍物也。

この「希婦細布」は「けふの細布」なのであろうし、他の品物の中の「安達絹」「糠部駿馬」「信夫毛地摺」はそれぞれ特産地と品物の組合せなのであろうから、「希婦」もまた細布の産地を示していると考えてよいようである。しかしそれらはどのような品だったのか。

陸奥国は往古から産金で有名であった。また駿馬や矢羽とする鷲鷹の羽なども都で珍重された。しかし、絹・布の類はどうであったのか。たとえば次のような記録がある。

今日將軍維良自奥州参上、所貢左府之物、馬二十疋、故録、鷲羽、沙金、絹、綿布等、其数尤多、…

〔小右記〕長和三年二月七日

召主税助雅頼、同（問カ）陸奥砂金事、…申云、彼國百姓狹布、皆是調庸徭丁之所辨、至狹布依詔文所被免也、

〔小右記〕長元五年八月二日

『小右記』に載るところでは、陸奥から絹がもたらされているが、「調庸徭丁」としての産物は「狹布」であった。すると將軍維良が大いに持参したという絹は、どの産物なのだろうか。またこれとは別に以下のような記録もある。

綱丁申云、所進之絹千二百疋也、而先例所進陸奥絹三百、他国絹三百也、是彼國絹難得也、仍半分以代物路次之間交易備也、

〔左経記〕長元七年十二月十四日

参殿令申陸奥去今兩年絹解文、…綱丁安信申云、彼國依絹難得、左右相構當國絹三百疋奉之、遺九百疋交易隣國所奉也者、

〔左経記〕長元七年十二月十五日

これによれば、確かに陸奥から絹を産出するが、それも「難得」なのであるらしい。そしてこれは、たまたまこの年に限って起きた事なのだろうか。「是彼國絹難得也」という記述はしかしこれが例年の事であったということを示す可能性が強い。従って長和三年（一〇一四）に將軍維良のもたらした絹は、陸奥国産のものが全てであったかは不明である。

『小右記』が「狹布」について述べたところは、遙かに時代を遡り、『延喜式』に定められたものとその後法の法令とを基にしているようである。『式』では陸奥の国の調に「広布二三端、自餘輪狹布、米穀」、庸として「庸布十端、自餘輪狹布、米」であって、これ以外は他国と共通である。（出羽もほぼ陸奥に似る）。しかし、『式』が制定されて時間も経てば、各地に新しい産業が起こって、陸奥出羽両国でも絹を

産出するようになったかもしれない。記録には残っていないとも民間では広範囲に産業の進歩があったとすれば、これをそのまま後の時代に適用することはできない。

ここで少々「狭布」とはなんであるのか、という点について考えてみたいのだが、これが「広布」と対比的に用いられている点や、その「広布」が「狭布」に比して「織作之勞」が多いらしいことが『類聚三代格』に見えることから「幅の狭い布」と考えてよいのであろう。

應陸奥国浮浪人調庸准土人輸狭布事

…件浮浪人共疑云、土人調庸全輸狭布、至于浪人特進広布、織作之勞難易不同、齊民之貢彼此各異、望請一准土人同進狭布者…  
(大同五年二月二三日 太政官符)

つまりこの時期の陸奥国「浮浪人」は「土人」と同様に狭布を貢納することを望んでいる、というのである。「狭布」は「長三丈七尺、広一尺八寸」との注が『延喜式』「主計上」にあり、他の布(少なくともこの注によれば「細布」「倭文」「調布」)が「長四丈二尺、広二尺四寸」であるのに対して長さも幅も少ない。

さらに『三代格』には次のような例もある。  
夷俘并外蕃人事

應定給狄徒二年料禄狭布一万端事

右得出羽国解備檢案内、從貞観六年以降、正税帳所立用過給狄禄。狭布二万五千六百九端。具録載不与前守安倍朝臣比高解由状。進官已畢、厥後国吏等依例給饗行禄而帰来狄徒毎年数千、過給之數及三万三千六百端。今以有定之禄給無限之徒。

人衆物寡。溪谿難填。夫夷狄為性、無違教諭。嘗對恩賞、纔和野心、望請、准先例、被定二年料一万三千六十端、然則所司不勞勸出、国吏無煩遷替、謹請官裁者。右大臣宣。奉勸宜以一万端定為二年料、若調狭布不足、以正税買宛、但過行以国司公解填納、立為恒例、  
(貞観十七年五月十五日)

ここに見えている「夷俘」「狄徒」は狭布の生産者ではない。政府側からそれをもたらすべく宥められている「外蕃人」なのである。この「狭布」は無論現地でも(土人)や「浮浪人」が生産していたのだが、それがどうやら足りなくなってしまうらしい。(狭布)を貢納する国として『延喜式』には他に越後が挙げられている。こうした事態が貞観十七年(八七五)には起こっていた。

一方「細布」は、やはり『延喜式』に掲げるところによれば、これを調として貢納する国としては「安房・上総」であり、また細布が他に比べて特別幅の狭い布であるとは言えない。「安房・上総」両国は他にも「質布」や「望陀布」などを産し布類の産出国として有名であった。また同じく『延喜式』に、細布は神事の衣装や、後宮や親王の時服の材料として見えているが、狭布は宮中の衣装には縁がなかったらしくあらわれない。

さらに「細布」または「細」の字は、『万葉集』では「タへ」の読みが与えられている。

卷十二 正述心緒

白細布之袖折反 恋者香 妹之容儀乃 夢三四湯流  
(しろたへのそでおりかへしこふればかいはすがたのいめにし



みゆる)

(二九四九)

この「白細布」を「シロタへ」と読むことは定訓となっている。

「タへ」とは、『岩波古語辞典』によれば「楮の類の皮からとった白色の繊維。またそれで織った布(↓たく)」である。そのほかに「布類の総称」という説明もあり、これらはこの項目を持つ他の辞書にもほぼ共通する。

一方「細布」(サイフ)は、たとえば『日本国語大辞典』では「奈良・平安時代、細い糸で織った布。原料は麻、紵など。上質の布。一般の調布よりも幅が狭く、一端の長さが長く軽い。」としている。先にみた『延喜式』では「細布」と他の調布との幅の違いは明瞭に示されていないが、『続日本記』和銅七年(七二四)二月の条にある細布の産地上総国からの発言を見ると、この『日本国語大辞典』の説明と一致する。

上総国言、去<sub>レ</sub>京遙遠、貢調極重、請代<sub>二</sub>細布<sub>一</sub>頗省<sub>二</sub>負担<sub>一</sub>。其長六丈、闊二尺二寸、每<sub>レ</sub>丁輪二丈、以<sub>三</sub>三人<sub>二</sub>成端<sub>一</sub>。許<sub>レ</sub>之。

先に見た他の布の幅が「二尺四寸」であるのに比べれば、「闊二尺二寸」と二寸ほど幅が狭いことになる。但しこれは「細布」の方が他の布よりも織作の労が少ないので負担軽減となるのか、それとも「細布」の重量が軽いために運送の時の負担軽減となるのかがよく判らないのだが、「去京遙遠」という理由からは後者の方であるようだ。「細布」は確かに他の布よりも幅の狭い布のようだが、それにしても「狭布」ほどの際だった幅の狭さではない。故に「細」の字は布幅(または布の形態)を表しているのではなく、素材の糸の細さを表現

していると考えられる。『大漢和辞典』では中国文献における「細布」を「糸の細い布」と説明している。

以上の点から考えると、「細布」は上質の布であるから、他の布よりも少ない量に換算され、しかももともと重量が小さいのだから、結果として全体の重さがかなり少なくなると思われる。『続日本記』和銅七年二月の条の上総国の奏言における「省負担」は、やはり重量の方に関わるのであろう。「織作之勞」にかかる高級な「細布」で他の布に替えることによって、相対的に端数も少なくて済み、また重量もより小さくすることができるといえる。『万葉集』の「細布」と『延喜式』などに規定されている「細布」とが全く同じ物を指しているのかは今一つ明瞭ではないが、上質の布という点では一致している。

このように見てくれば、「細布」と「狭布」には際違った違いがあり、公式文書にはこの二つが混同されることはなかったはずである。しかし、もともと「細布」が公式にどのようなように規定されていたにせよ、特に諸国からの貢納物がとうにその規定通りには納められなくなっている時期には、その本物を都人が目にすることはほとんどなくなっていたであろう。そして名前だけ知っているよく判らないものに対する新たな解釈が、そのころには生まれることになる。前に見てきた諸歌学書に載せられた各説は、過去の貢納物の記憶と(あるいは時に目にする公文書と)、現地からの微かな報告とから形成されていた、と見るべきであろう。とすれば「けふの細布」と書いたその用字はどうあれ、その源は陸奥出羽両国に産した「狭布」の方であった、

と考えることができる。それが、幅がせまい——つまり全体の形態としては細い布、ということから「ほそ布」↓「細布」の用字ができていった、という経過を見るべきである。そしてこれはおそらく上層の貴族達にとっては全く身近ではない衣料だった。もともと下級品であるからこそ身近でなかったものなのだが、実態が忘れ去られていくと、また同時に遠い陸奥への根拠不明の懂れが募って行くに従って、まるで別のものとなりおおせたのである。もちろん、ここには本来の「細布」のイメージも影響したはずである。

## 九

『吾妻鏡』の記述に立ち戻ってみると、この他に「信夫毛地摺」があることに注目される。実はこの染織品も今は実態のわからない産物である。つまり「信夫（地名）産のモヂズリ」なのか「忍草」で染める、または忍草のような模様のモヂズリなのか、の両説がある。『古今集』の歌は、歌字にとつての依りどころだが、その『古今集』に収められ、また『伊勢物語』『初冠』の段にも引用されている。

みちのくのしのぶもぢずりたれゆゑに 乱れむとおもふわれならなくに

（恋四 河原左大臣 七二四）

の歌をめぐる、「古今伝授」にも、また『伊勢物語』の研究の歴史にも諸説が展開している。煩を避けるためいちいちの引用はしないが、これまた「にしき木」「けふの細布」と同様の憶説が多い。つまり陸奥の信夫から到来した実物（それが存在したかどうか既に問題なのだが）は見ることなく論じているからである。

「けふの郡」とは違い「信夫郡」は確かに実在している。（現在の福島市付近）。しかし、先の歌は「陸奥の信夫」↓「シノブ（忍草）」という掛ことばの技巧でつながっているだけで、「信夫」と「モヂズリ」には関係はない、という説が近年有力である。「信夫産」という点においてはこれもまた伝説的な染織品であるといつてよいだろう。

またこの他の特産物の産出地を見ると、安達、糠部があるが、信夫も含めて考えてみるとこれらは奥六郡の範囲から大きくはみ出している。信夫・安達は岩代国（福島県）であり、糠部（ヌカノブ）は現在の岩手県北部から青森県東南部にかけての地域であったと考えられている。だから「希婦」がどこであるのかはこの文脈からは決し得ないが、やはり奥六郡の外の地を指していると考えるのが妥当であろう。そこが現在の鹿角に当たるのか、といえはその可能性は否定することも肯定することもこのままではできない。

『吾妻鏡』に収められたこの「毛越寺事」の文書の執筆者が誰なのか特定することは不可能だが、この「希婦細布」や「信夫毛地摺」の表現から考えても、やはり都人の教養のもとに文を綴っている（この際「けふ」は地名説を採る）ことは確かである。さらにまたこの叙述が、奥州藤原氏の途方もない富に、都の仏師「雲慶」（この人物にも疑問があるわけだが）が驚倒する、という文脈の中にこれがあるということも考えなければならぬ。

三ヶ年終功之程。上下向夫課駄。山道海道之間。片時無絶。又  
称別祿。生美絹積船三艘送之処。仏師拏躍之余。戲論云。雖  
喜悅無極。猶練絹大切也云々。使者奔帰。語此由。基衡悔驚。

亦積練絹於三艘一遺詔。

以上が、先に引用した部分に続くところである。陸奥国の藤原氏の、出羽国にまで拡がる大きな勢力と富裕さを誇示するためにこの表現があるのであって、それがどれほど実態と一致するのかは検証できない。もともとこの文章の前に置かれている「中尊寺事」には、清衡が最初に奥六郡を掌握した際に、白河の関から外が浜まで一町ごとに傘卒塔婆を建てた、という記述がある。むしろ勢力範囲を誇示するためにのみこれらの表現があるのかもしれないのだから、ここでの「希婦細布」は、いわば観光地の土産物（往々にして他の地で生産されている）のようなものかもしれないのだ。

以上のように『吾妻鏡』に載せる「けふの細布」らしきものへの疑問を呈したところで、しかし実はこの時期に、平泉近辺から実際に「細布」が産出されていたことを見逃すわけにはいかない。

藤原頼長の『台記』に、撰関家の荘園の貢物について触れているところがある。

…久安四年禪閣以五ヶ庄讓余、同五年、以雜色源国元為使、仰基衡曰、可増進高倉、金五十兩、布千段、馬三疋、(本数、金十兩、布二百段、細布十段、馬二疋) 大曾祢、布七百段、馬二疋、(本数省略) 本良、金五十兩、布二百端、馬四疋(本数省略) 屋代、布二百段、漆式斗、馬三疋、(本数省略) 遊佐、金十兩、鷲羽十、尻馬(二十)疋、基衡不聽、国元其性(柔)弱、不能責之、空以上洛、重遣延貞責之、去年基衡申曰、不得増所仰之數、可増進高鞍、金十兩、細布十段、布三百段、

御馬三疋、大曾祢、布二百段、水豹皮五枚、御馬二疋、遊佐、金十兩、鷲羽五、尻御馬一疋、屋代、布百五十段、漆一斗五升、御馬三疋、本良、金二十兩、布五十段、御馬三疋二者、仰曰、三ヶ所(本良、遊佐、屋代)所申非無其理、依請、至于高鞍、大曾祢兩庄者、田多地広、所増不減、猶減本數、可進高鞍、馬三疋、金廿五兩、布五百段、大曾祢、馬二疋、布三百段也、今年任此數、延貞持來三ヶ年年貢、(久安六、仁平元年、二)年來貢本數、然而返却不受、今年相合三ヶ年數、受之、

頼長が父から譲られた五ヶ庄の内の一つ「高倉(鞍)」では「細布」が貢納品に含まれていたことがわかる。しかしこの高倉庄は現在の宮城県栗原郡金成町付近と推定され、鹿角とは遠い。従ってここに現れる「細布」は「けふの細布」ではあるまい。一般的荘園の内の一つの、その貢物の一種でしかないのである。

もともと平泉近辺は東北地方の中では古くから開けていたところでもあり、産業の発達も他より早く起こっていたはずである。だから、かつては「狭布」しか産しなかった地にも、この時点ではより技術的に高度な「細布」の方も産出できるようになっていたと考えられる。

ところでここで高倉庄の産物のうち、布類についてだけ見ると、従来「布二百段、細布十段」であったものを、「布千段」を要求し、交渉の結果結局「布五百段」で手を打ったという駆引きがここにあるのだが、この「布」と「細布」の違いをどう見るべきなのだろうか。

頼長がこの交渉について記しているところでは、彼の配下の者のうち一人が、相手は「匈奴」のようなものだから要求しても拒否され結

局恥をかくだけだからお止めなさい、と建言し、他の二人（彼らは荘園の「預り」であった）が、最初に大きくふきかけておいて後で要求額を下げればきつと応じるはずだ、と商人のような提案をしたという。そして頼長は後の案に従ったので成功を収めた、と記している。

ここには、当時の最上流の貴族のせちがらさを読み取ることができ、ともかくも「布二百段、細布十段」よりは「布五百段」の方が彼には望ましかったことがわかる。「細布十段」というのは、生産量の小ささを示すのか、あるいはそれと共にその貴重さを表しているのだろうか。しかし頼長の要求には細布の増量はなく、専ら布だけの増量を期待したのであった。細布は要らない、という事なのだろうか。交渉上のテクニクにも依るのかもしれないが、ともあれ、頼長がけっして高倉産の細布に執着を持っていないことはわかるであろう。これが仁平三年（一一五三）の事であり、前に引用した『久安百首』の成立したのに少しだけ遅れる頃であったことは注目してよい。頼長は碩学ではあったが反面詩歌は不必要なものとしていた、と『保元物語』には記されている。<sup>30</sup>そのため既に和歌的な伝統に確立されていた「けふの細布」についての知識もなかったのかもしれない。

それにしても「細布」に対する頼長のこのそっけなきは、実は「細布」が余り価値のないものであったことを意味しているのではなからうか。

これ以前はわずかであるにせよ、都の撰関家にある程度定期的に「細布」が届いていたらしいのだが、しかしこの事のあった後はどうなったのだろうか。一方で庶民のレベルでは「細布」はやはりかなり

の高級品であり続けたらしいことが『今昔物語集』卷二十六―十八の「観頌聖人、在俗の時盗人に値ふ事」の中に何われる。この話で、観頌がかつて命を助けたことのある盗人に思いがけなく歓待され、さらに帰り土産に貰った二つの「皮子」の中に見いだしたものは以下のようなものだった。<sup>31</sup>

一つには文の綾十疋、美八丈十疋、疊綿百両入りたり。今一つには白き六丈の細布十段、紺の布十段入りたり。

そして在俗であった観頌は、「東よりもいみじく不合にて上りたりければ」という状態だったので、妻子の手前これを「田舎の物を具して上りたるように」取り繕ったのである。これらから「細布」は、東の、あるいは田舎の産物であるかにも思われる。

しかし時代が下ると、『太平記』卷三十五「北野通夜物語事付青砥左衛門が事」において以下のような表現がある。<sup>32</sup>

又報光寺、最勝園寺二代ノ相州ニ仕ヘテ、引付ノ人数ニ列リケル  
青砥左衛門ト云者アリ。数十箇所ノ所領ヲ知行シテ、財宝豊ナリ  
ケレ共、衣裳ニハ細布ノ直垂、布ノ大口、飯ノ菜ニハ焼タル塩、  
干タル魚一ツヨリ外ハセザリケリ。

質素廉直な人物とされる青砥左衛門の衣服に「細布」が使われていた、ということとは「細布」が粗末な衣料であることを示しているのではないか。ただしこの人物が既に伝説的である以上、このような直垂が當時存在し得たのかもよくわからないのだけれども。

ともあれこの二つの価値観の差は、時代が変わったことによるのか、それとも人物の身分差やその場の条件に依るものなのだろうか。

あるいは、「細布」と呼ばれる物が、実は時代や地域によって一定していないことを示唆するものなのだろうか。そして更に言うならば、これは「けふの細布」が具体的な価値観を離れた、換言すれば、歌の伝統の中のみ存在する抽象的なイメージそのものだったことの証左にもなるのではないかと考える。依然として「けふ」の正体は不明なのである。

## 十

再度謡曲に戻ってみることにしよう。前にも述べたようにこの『錦木』には歌論で達成された「にしき木」「けふの細布」のイメージを超えるものはない。これは後に新作された『現在錦木』でも同様であった。そこで新しく加えられたのは恋人たちの形象だけである。配役が、かつては無名の貧しい民であったのが、在地ながら名も地位も持った男女になったのである。

加様に候者は。陸奥狭の里江見の好忠の御内に仕へ申者にて候。扱も頼奉りし好忠は。当国花木田の里。桂の姫と申御方に心を掛給ひ候へ共。此姫つれなきのみにて。終に御返事なく候。其思ひの余りにや空敷成給ひ候。今はの時の御言の葉。又形見の品々を彼方に送り申せとの御事にて候間。只今花木の里へと急候。<sup>(33)</sup>

以上のようにワキが語るが、この「桂の姫」の住所「花木田の里」は別に「人目忍の里」「信夫の里」とも呼ばれており、修辭なのか固有名詞なのかよくわからないものとなっている。

ところで謡曲はただ書きとどめられただけでなく、当然上演され多

くの観客を持ったし、また当時の芸能は、今日我々が便宜上分類しているジャンルを越えて互いに影響を与えあっていた。一方がもうひとつの作品の源泉となる、ということが頻繁に起こっていた、というよりそれが作品形成の重要な方法であったのである。こうした状況の中で、謡曲にまとめあげられていった伝説は、広く下層の人々にまで広まっていったはずであるし、また一方歌学においても、中世末から近世にわたって連歌師達の旅による中央文化の全国への普及ということが起こっていた。これら上層から下層へ、中央から地方へ、という知識の伝達の流れの中に「にしき木」伝説も乗っていたのではなかったか。

染織という技術が、各地でそれぞれのような発生、進歩（変遷）をみたのかを辿ることは難しいことである。古くからの記録をもつ都やその周辺の地方はまだしも、自前の記録を持つようになったのがごく新しい「辺境」について、その起源を探索するなどはことに困難が付きまとう。中世以前の北東北で、染織の産業がどのような経過をたどっていったかを考察するのは、いま手に余る問題でもある。しかし現地側の記述においてこの「けふの細布」「にしき木」伝説と、その当時に行われていた「紫根染め」とを関連づけていることには注目すべきだろう。

はやく『綺語抄』にも「にしきぎ」という名で媒染剤説があり、さらにこれを「にしこりき」↓「にしこぎ」↓「にしきぎ」と考えた一説を『袖中抄』が紹介していたが、後に『旧蹟遺聞』が諸説比較検討の上でやはり、「にしき木」は当地の名産である「紫根染め」のため

の媒染材、つまり「にしこおり」の木の灰と考えるとツジツマが合う、と考察しているのである。どうも実態のはっきりしない「にしき木」に現地から有力な証拠物件を出してきたことになる。ことばの上でも「にしきぎ」と「にしこおり」とは似ているのだから、同じものと考えられる、という説である。実は「にしこおり」の語源説にはアイヌ語を考える立場もあつて問題は錯綜してくるのだが、その語源がなんであれ、普通「にしこおり」は染織に関わるものや土地に、名として残っていると考えられているのだから、媒染材の原料の木の名としては当り前、ということにもなり、語の類似だけを取り上げても問題は片付かない。

紫根染めが北東北でいつ始まったのかについて、「贅殿定進未納書上」と呼ばれている文書に、<sup>(35)</sup>前が欠けているためにはっきりしないが、明白に記されている年号として「徳治二年」（一二三〇七）があり、さらにその前行の「同四年」が嘉元四年（一二三〇六）を指すとすればそれが、今見ることのできるもっとも古い記録のようである。「贅殿」がどこのものを指すのかは不明だが、そこへ納めるべき「染紫」の目録がこの文書であり、ここでの「染紫」の単位は「切」である。この後に「奥布」のリストが続き更に最後に「染料之紫事廿二切之分 紫一石五斗四升（一切別七升定） 半分十一切分ニ岩手根紫漆斗漆升 自惣領可被下行之処 貞意分ニ十一年之間紫少々被下行之間 未下之処 紫分之直布者随請（仁取）立可申候……」とあり、「岩手根紫」がとりあえず上納されていたことを知ることができる。ただしこの場合の紫の産地がどこなのかは「岩手」以上はわからない。この時の産地がこの

まま続いていったと考えれば、江戸藩政期にも産地として知られていた岩手県北部とも考えられる。しかしながらこれは原料の方であつて「紫根染め」そのものではない。原料を産出するからといってそこがそのまま加工地に必ずしもならないことは、江戸時代の紅花産地と紅花染めの地が、山形と京とに完全に分離していたことを見ても明らかである。より多くの史料を見ないことには確固としたことは言えそりもないのだが、「紫根染め」が特産となつたことがわかるのは、今のところ江戸時代の記録までくだるのである。

この事はむしろ、南部藩の特産品として「紫根染め」が行われるようになったときから、実際の特産物と、伝説上の特産を結び付けて行くきっかけが作られたことを意味するものではないか。

## 十一

『大日本地名辞書』では「錦木塚」の項に『永慶軍記』<sup>(36)</sup>を引用している。

（天正十九年夏、九戸表へ——引用者注）出羽国ヨリ寄シ軍勢ハ、鹿角郡ニ打入狭布里錦木塚ヲ経テ花輪ノ里（郷イ）ニ充満テ、大手ノ相図ヲ待ケル、

ここに、現地についてのある程度具体的な知識を持った人が実際に「狭布里」「錦木塚」について記した、今のところ最古の例がある。この組合せからいって、いままで取り上げてきた伝説に起源をもつ地名であると考えられるものである。この『軍記』の自序に依れば、成立は元禄十一年（一六九八）正月で、記述された天正十九年は一五九一

年だから、ほぼ百年ほど前の事についての記述となる。記事の天正十年の時点でこの二つの地名が確定していたのかは断言できないのだが、少なくとも記述された元禄の頃よりだいぶ前から、現地にはこの二つの地名が存在していたといちおう考えられる。

しかし天和三年（一六八三）四月に仙台を出発して北上した大淀三千風にとっては「狭布里」と「錦木塚」は右と同じ地点ではなかった。彼の『日本行脚文集』<sup>(37)</sup>では、平泉を過ぎた後に以下のように記している。

さて達谷窟、物すごく眺め捨て、水沢花巻鬼柳の関こえ、けふの細布錦塚、南部の城下、盛岡に入りたる。

この文章の「けふの細布」の部分は単なる修辭で、「今日」を掛けているのに過ぎないのかもしれないが、それにしてもあまりに行程とか離れた場所にある名所歌枕を使うことははばかられたであろうから、三千風は「けふの細布、錦塚」の所在は、盛岡の南もしくは盛岡近辺と考えていたのだろう。あるいは確とした所在地は知らず、漠然と「南部城下」にあるということを示しているのだろうか。しかし彼はこの旅に先立って、以前に秋田から津軽までいったことがある、と文章にも述べているのだから、南部から秋田への道中についても知識のあったはずなのだが、「錦塚」についてはどうやらここにしか記していないのである。

またこの数年後に大淀三千風の著作にも影響されつつ、能因・西行の後を追った松尾芭蕉の陸奥への旅においても、もちろんその旅程が平泉を過ぎて西方の岩出山を通り出羽へ出た、というものなのだから

当然とも言えるが、それにしても彼は「錦塚」については何も触れるところがなかった。目崎徳衛氏はこの旅について

現実離れのイメージと化した名所・歌枕を实地に探訪しようとする「数奇」は、古代末期以来漂泊の有力なパターンとなったが、芭蕉はこの伝統に忠実に随順しようとしたのである。畿内と陸奥に集中している名所・歌枕のうち「野ざらし紀行」「笈の小文」の旅で前者を回ったからには、次には遠く陸奥のそれを探ることをほとんど責務と感じたのであろう。

と評される<sup>(38)</sup>。しかも能因・西行の二人からの影響を強く受けたことを本文中に記しながら、この二人ともが歌によんだ「にしき木」について少しも触れなかったのは、具体的な旅の都合、というものがあつたにせよ、このころ既に鹿角に存在していたであろう「錦塚」が、まだ全国的な知名度を持っていなかったことを示していよう。

それが『東遊雜記』の頃には「御巡見所」として確固たる物になっていたのである。この間約百年の経緯はなお考察の要があるだろうが、いまその余裕を持たない。しかし古川古松軒の見た「細布」と呼ばれるものは「今世に用ゆる麻布のあらあらしきもの」でしかなかった。彼は語られた伝説と現実の布との落差の大きさに、少々落胆したのかもしれない。特別な布ではなかったし、名産にしてはお粗末な品物と考えたのであろう。しかし一方で、伝説では特別な布であつたのが、いま残っているのはただの粗末な布であることを説明する別の伝説もちゃんと存在している。『鹿角郡由来記』<sup>(39)</sup>に載るものである。

#### 細布之事

鹿角を禁中の御預に被<sub>レ</sub>成候由、布三百端宛毎年差上候処に禁中にて三百端端になり候得ばふしぎに思召候、殊に過<sub>レ</sub>端端は鳥布にはた張りせまくさながら身を不<sub>レ</sub>隠むねあはせがたき故、京の細布むねあはせと被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候、右の布清くさらし高野の沼近所鎌倉清水にてさらし申候、都へ持参捧候彼人石井甚兵衛先祖也、子孫は今に花輪村石井助右衛門とて是あり候。

もともとこの地から産したのは「清くさらし」たものではあつても普通の布だったのだ。しかしそれがなぜか禁中に差し上げると一端だけ鳥の毛を織り込んだ布が「ふしぎ」にも増えてしまつていたのだ、という。そしてこの不思議な現象の原因はここでは明確にされてはいない。「鎌倉清水」でさらしたことが靈異を招いた、という事なのかもしれないが）

さらに「錦木塚之事」も加えれば、右の伝説の補完にもなるのかもしれない。これも今までと同じようになかなかぬ恋の伝説を記した後に、その裏話とも言える、何故女が三年もの間錦木を取り入れようとしなかつたのか、を説明している。

#### 錦木塚之事

（前省略）

私曰、右の女三年迄つれなく錦木をとり入れず、子孫そのころ鹿角郡在家人不足わづかゆへ、五の宮嶽より大鳥飛来り七ツより内の子共取候故諸人なげき仏神へ禱在、小坂の里へ老僧耆人来り小家へ立入たばこ火を望しばらくはなし居候、家主のなげき候を見いかよふなるしさいにてなげき候と問へ候得ば、夫婦のもの申候

は此郡在家不足にて人わづかゆへおそろしき大鳥とびきたり、七ツよりの内の子共だいふんとられなげき候、我等夫婦のものも昨日六ツになる子共とられ候故なげき候とかたる、御僧様の御法力にて大鳥にとられず御守りも御座候はゞ、諸人御すくいと思召被<sub>レ</sub>下置<sub>二</sub>候と泪をながしかたる、老僧此よふしを聞その大鳥は驚といふ鳥なるべしふびんの事也、寄らざるよふに拙僧おしへて諸人をたつけべしと夫婦のものにおしへければ、鳥の毛のものと布をいたし子共にさせ申候べし、左候得ば大鳥おそれてちかよらず無事なるべしとおしへ立出候故、夫婦よろこび門外まで送り出候まもなく行方見へず候、このおしへは鹿角守神仏のおんつげなるべしと御跡を三度拝み内へ入、おもへ候は鳥の毛の布は中々平人織事ならず如何せんと思案いたし候が、男申候は伝へ聞に古川の里に美女有<sub>レ</sub>之候細布織候事名人成りし沙汰有り、此美女をたのみ可<sub>レ</sub>然と夫婦の者彼の美女が処へ行右の様子委くはなし諸人助け候へと泪をながしたのみ候に付、美女もふびんに思ひ鳥の毛を才覚いたしべし、おりちかわしべしと申候故夫婦の者大によるこびほふ<sub>レ</sub>へゆきよふしを咄し鳥の毛を才覚致候故、聞伝所々より鳥の毛を持来り美女を頼み候、美女思へ候は仏神の御おしへなるべし精進けつさいにして三年三月可<sub>レ</sub>織と願立織候内つれなくも三年迄錦木をとりいれずと云。

この村を救つた美女の織つた鳥の毛織の布と、「細布之事」に記されていたいつのまにか増えていた一端の鳥の毛織布とが、どう折り合ふのかはよくわからないが、後に「細布」を織るときに潔斎するのはこ



の「美女」の身に成り変わるため、という事なのだろう。

伝説の発生とその変遷を追うにはこれだけではとうてい資料不足であるが、ここまで断続的にその流れを見てきたところでは、巡見使の見るようになっていた「けふの細布」とは、現地の当事者がそれと意図したにせよ、あるいは無意識だったにせよ、伝統ということには名を借りた新しい創造（または捏造）だったというべきではないか。もしかすると初めは単なる「御巡見使対策」の一つだった、という可能性も考えられよう。

郷土を全国にビー・アールするためには、現在もますます様々な方法が試みられているのだが、近世に全国に通用する共通言語の一つに、歌の学問における用語、というものがあつた。その中でも伝統的名所歌枕の普及度は大きかったに違いない。それを逆手にとつた一種の村（町）おこしがこの「けふの里」と名産「けふの細布」の発生源になつたのではないか、というのが筆者の結論である。そしてこれに類したことは、他の各地の名所歌枕にも起こつていたと考えられよう。

そしてさらには、現代の我々が「史料」と捉えている文書が、和歌の伝統の中で形成されたことばによつてつづられていることがあり、それが新たに別の「伝説」を作り出す可能性についても続けて考えて行きたい。

## 注

24 『西行物語』の本文は、講談社学術文庫（桑原博史氏訳注）によつた。なお後に引用する桑原氏の指摘もこれによる。

25 以下に引用する史料は、特に断わらない限りはすべて「新訂増補

国史大系」所収のものによる。ただし、『左経記』及び『台記』は『奥州藤原史料』所引の本文によつた。

26 本文は、日本思想大系「古代政治社会思想」所収の書き下し文による。

27 本文は、現代思潮社の古典文庫版による。

28 『古代の地方史』（朝倉書店）6、奥羽編の「一〇、平泉藤原氏と鎌倉政権」（担当塩谷順耳氏）より引用した。

29 『角川日本地名大辞典』による。また、他の庄のうち「本良」は現在の宮城県桃生郡北、登米・磐井の東にあたり、大曾根・屋代・遊佐は出羽国で、現山県内のそれぞれ最上郡西南部・置賜郡・庄内地方と推定されている。このうち最も北にあるのは遊佐で、象潟の南方に位置するが、これらの荘園の位置は能因の旅の行程の範囲内にある。

30 『保元物語』上に頼長が「詩哥は閑中のもてあそびなり。さらに朝議の要しにあらず。しゅせきは又したんのけふなり。賢臣必これをさきとせず。」（日本古典文学大系）と言つたとしている。

31 新潮日本古典集成『今昔物語集 本朝世俗部二』による。

32 日本古典文学大系『太平記 三』による。

33 古典文庫『未刊謡曲集 一』所収のものによる。

34 『植物の名前の話』（前川文夫 八坂書房刊）によれば、ニシコリはアイヌ語の「シ・コル」（臭気がある）に由来する、と言う。

35 『岩手県中世文書 上巻』（岩手史学会発行）所収の六八号文書。

- 36 『奥羽水慶軍記』とも。本文は、『改訂史籍集覧八』巻二十二「浄法寺口合戦ノ事」による。
- 37 本文は『統帝国文庫 紀行文集』所収による。
- 38 『漂泊——日本思想史の底流』より引用した。
- 39 『南部叢書』第一巻所収。